

適正かつ公平な関税等の徴収

税関では、輸入申告された貨物等に係る関税や内国消費税を徴収しており、適正かつ公平な関税等の徴収に取り組んでいます。

輸出入通関

輸出入貨物の通関



輸出入される貨物について、申告内容を審査し、必要な検査を行っています。

国際郵便物の検査



税関の外郵出張所において、郵便物に貼り付けられた税関告知書によってその内容を確認し、必要な検査を行っています。

事後調査

輸入通関後の調査



貨物の輸入通関後、輸入者の事業所などを個別に訪問して納税申告の内容が適正かどうかを確認します。不適正な申告はこれを是正するとともに、輸入者に対する適正かつ公平な課税を確保することを目的としています。

貿易円滑化の推進

貨物のセキュリティの確保と貿易円滑化の両立を目指しています。

AEO (Authorized Economic Operator) 制度

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が承認・認定し、税関手続の簡素化等のベネフィットを与えるAEO制度の利用を推進することで、貨物のセキュリティの確保と貿易円滑化の両立を目指しています。



貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制整備

輸入者	輸出者	倉庫業者	通関業者	運送者	製造者
輸入貨物の早期引取	工場・倉庫でも輸出申告・許可	蔵置場設置手続の簡素化	輸出入手続先税関の自由(選択)化	運送手続の簡素化	輸出を委託している場合でも工場倉庫で輸出申告・許可

簡易かつ迅速な税関手続を提供

NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)は税関等関係省庁と民間利用者とを通信回線で結び、輸出入貨物の通関手続や関税等の徴収をオンラインで処理しています。

このシステムの導入により、現在、輸出入申告の約99%を電子的に処理しており、手続の迅速化、適正化、物流の円滑化に大きな効果をあげています。

様々な制度・取組み

関税技術協力



開発途上国税関への職員派遣や研修員の受入れ等を通じ、専門知識や技術を伝授し、途上国税関の改革・近代化に貢献する世界の技術協力をリードするとともに、途上国税関との関係強化を図っています。

保 税

「保税」とは、輸入しようとする貨物について、その関税や消費税などの徴収を一時留保するという意味です。外国から到着して輸入許可を受けていない貨物(外国貨物)や外国へ輸出しようとする貨物は、原則、通関手続のために一時蔵置されます。

この場所を保税地域といい、税関の監督下に置かれます。また、保税地域では外国貨物を保税のまま一定期間蔵置したり、加工、製造、展示することもできます。これらは貿易の振興や発展、国際的な文化の交流、さらには地域の活性化、国際化等にも大きな役割を果たしています。

貿易統計

税関では、輸出入申告データをもとに貿易統計を作成・公開しています。この統計は日本の経済指標の中でも重要な統計の一つで、政府の経済政策や企業経営の資料などに幅広く活用されています。

※貿易統計に関する資料は税関ホームページから検索・閲覧が可能です。

大阪税関ホームページ 貿易統計

検索